

原規規発第 2002171 号
令和 2 年 2 月 1 7 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 4 号機の一部使用承認について

2020年1月23日付け関原発第479号（2020年2月6日付け関原発第518号をもって使用承認申請書の一部修正する書類の提出）をもって申請がありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（2020年1月23日付け関原発第479号）及び使用承認申請書の一部修正する書類（2020年2月6日付け関原発第518号）の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：2020年2月26日

至：令和元年8月7日付け原規規発第 1908073 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

高浜発電所第4号機の特定重大事故等対処施設のうち格納容器バウンダリを構成する設備について安全確保上使用する必要があるため、一部工事が完了した特定重大事故等対処施設を令和元年8月7日付け原規規発第1908073号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。